



南三陸商工会掲示板

各種セミナー等



山形県よろず支援拠点との共催による商談会開催について

宮城県商工会連合会が運営する宮城県よろず支援拠点では、山形県よろず支援拠点との共催で、別添概要のとおり宮城県内及び山形県内で事業を営む事業者を対象とした商談会を開催いたします。

詳細につきましては下記ホームページをご参照ください。申込を希望される場合は直接お申し込みいただき、本会にもご一報くださいますようお願い申し上げます。

1. 開催日時

令和6年4月17日(水) 13:30~16:30

2. 会場

山形県産業創造支援センター 1階多目的ホール、マルチメディアホール
〒990 2473 山形市松栄138 TEL 023 647 8111

3. 参加者

(1) バイヤー

山形県 2社：山形放送やまがた情熱市場、リンベル株式会社
県外 2社：株式会社食文化、日本橋三越本店
* 今後変更となる場合がございます。

(2) サプライヤー(公募)

山形県及び宮城県内に営業所を有する事業者

4. 対象となる商材

ギフト・贈答向け飲食物、加工品等

5. 参加申込み

「FCP展示会・商談会シート」(農林水産省作成)を作成の上、宮城県よろず支援拠点宛メールにてお申し込みください。→締切：3月21日(木)

以下アドレスから FCP 展示会・商談会シート(第3.2版)(EXCEL:103KB)を DL 下さい。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fcp/syoudan_sheet/

提出先 E Mail : yorozu@office.miyagi fsci.or.jp)

6. 別添資料

チラシ

<https://cdn.goope.jp/92450/240219173334-65d3125e0d231.pdf>



企業における人権研修への講師派遣に関するご案内について

仙台法務局より周知依頼がございましたのでご案内いたします。

国連の人権理事会が 2011 年に「人権を尊重する企業の責任」を柱の一つとする「ビジネスと人権に関する指導原則」を定めたことを受けて、日本政府も、2020 年 10 月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」を公表されております。

この中で、個人事業主を含む日本国内で事業を行う全ての企業は、ハラスメントや部落差別（同和問題）、消費者の権利といったこれまでの人権課題に対処するだけではなく、事業活動に関わる全ての人の人権を尊重する取組を行っていくべきとされています。

この事から、ハラスメントなどの一般的な人権課題のほか、「ビジネスと人権」の基本的な知識を習得していただくため、企業における人権研修に対する講師派遣事業についてご案内いたします。

1. 添付資料

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2024/02/b02a624cdab4732df4ac10c94d1068b6.pdf>

2. お問い合わせ先

〒980-8601

仙台市青葉区春日町7番25号 仙台第3法務総合庁舎

仙台法務局人権擁護部第一課

TEL 022-225-5739

令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特別措置について

令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

この度、国税庁より全国連を通じ、「令和6年能登半島地震災害の被災者に係る所得税等の特別措置」（令和6年2月2日閣議決定）について、周知依頼がございましたのでお知らせいたします。

なお、今後、関係する税制改正法案が成立・施行された場合には、令和5年分所得税の確定申告等にて、住宅や家財などに関して生じた損失の金額について雑損控除の特例等が適用できることとなります。

詳細につきましては下記ホームページ等をご参照ください。

1. 被災された方への所得税等の特別措置の主な内容

- (1) 雑損控除の特例
- (2) 災害減免法の特例
- (3) 被災事業用資産等の損失の必要経費算入の特例

2. 添付資料

別添：「能登半島地震により被害を受けた方へ」

<http://www.m-shokokai.com/wp-content/uploads/2024/02/a4dfeae3e0623ff61bc67e738bd63fbe.pdf>

3. 参考

国税庁ホームページ「令和6年能登半島地震に関するお知らせ」

URL：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/r6/noto/index.htm>

定額減税の源泉徴収税額からの控除に関する周知について

仙台国税局より周知に関する依頼がありましたのでご案内いたします。

今般、閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）」においては、令和6年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」という。）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されます。

なお、同大綱においては、「源泉徴収義務者が早期に準備できるよう、財務省・国税庁は、法案の国会提出前であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表する」とされております。

詳細につきましては下記ホームページをご参照いただきますようお願い申し上げます。

【国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」】

URL：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

南三陸商工会

TEL 0226-46-3366

Email: minamisanriku_sci@office.miyagi-fsci.or.jp（受付 平日 8:30~17:15）